

○村松大臣官房会計管理官

それでは、予定の時間より、まだ若干早いところではありますが、本日の御出席者の皆さんがおそろいですので、ただいまから、本日の3つ目の事業であります低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業について議論を始めます。本日は、宮腰行政担当大臣にお越しいただいておりますので、ここで宮腰大臣より御挨拶を頂きたいと思っております。

○宮腰行政改革担当大臣

行政改革担当大臣の宮腰光寛でございます。座って失礼させていただきます。本日から、こちらの厚生労働省における議論を皮切りとして、行政事業レビューの公開プロセスが各府省庁において開催されることとなっております。この公開プロセスは、外部有識者の方々のお知恵をお借りいたしまして、国の事業の効率的・効果的な実施を通じ、質の高い行政を実現することを、その目的としております。また、そうした議論をインターネット中継等で公開することで国の行政の透明性を高め、国の財政について、国民の皆様にも、より深く関心を持っていただくことも重要な意義であると考えております。

本日、御列席の外部有識者の皆様には、忌憚なき御議論を頂き、より良い行政の実現に向けて力をお借りしたいと考えております。また、本日、御覧いただいている国民の皆様におかれましても、政府はこうした取組を通じ、不断に行政改革を進めていることを御理解賜れば幸いと考えております。以上をもちまして、私からの御挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。

○村松大臣官房会計管理官

宮腰大臣、どうもありがとうございました。それでは早速、今般の事業に対しまして、担当部局から、まず5分程度で説明をお願いいたします。

○老健局

それでは、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業について、御説明いたします。老健局介護保険計画課です。よろしく願いいたします。こちらの事業は平成12年度、介護保険制度導入時から実施されております。事業の目的ですが、低所得者に対する介護保険サービスの利用者負担額の軽減を支援することより、低所得者の介護保険サービスの利用の促進を図るというものです。

事業の概要については、資料3-5以下で御説明いたします。資料3-5からパワーポイントの資料があり、3-6は、事業の概要ですが、介護保険制度導入時に様々な低所得者への軽減措置が創設されたところですが、本日、御議論いただくのは、赤で囲んだ「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」というものです。

次の資料3-7に、その概要が載っております。事業の目的ですが、社会福祉事業を任務として、税制優遇措置等を受けております社会福祉法人が、低所得者の

負担軽減を行うことは本来の使命であるとされておりますので、その実質的な取組を進めるため、法人の持ち出しによって利用者負担の軽減を行う場合に、その一部を公費により助成するというものです。事業の実施主体は市町村であり、社会福祉法人等の申し出を受け、その費用の一部を助成するというものです。

次の資料 3-8 ですが、軽減の対象者やサービス割合等が書いております。住民税非課税の方で、年間の収入や預貯金等の額が一定の要件を満たす方のうち、生計が困難な方として市町村が認める方が、この(4)にあるように、ホームヘルプやデイサービス、ショートステイ、あるいは特別養護老人ホームなどのサービスを利用した際の利用者負担について、軽減の割合が原則 4 分の 1 ということです。

次の資料 3-9 ですが、利用者負担を軽減した部分について、事業主体の負担を基に、助成を実施するというものです。助成の割合は、国が 2 分の 1、市町村・都道府県が 4 分の 1 ずつとなっております。そして、この法人が、まず軽減の対象でない利用者も含めた、事業者が本来受領すべき利用者負担の総額は、サービスの利用の際の 1 割負担に加えて、食費や居住費及び宿泊費の合計額の 1% までは法人が全額を負担するという前提で、この 1% を超える部分について、その 2 分の 1 を公費により助成するというものです。なお、特別養護老人ホームの場合には、10% を超える部分は全て公費により助成するというようにしております。

こちらの事業の実施状況について、資料 3-10 です。この事業を実施する保険者ということで、平成 27 年度から 29 年度の保険者数を載せております。大変恐縮ですが、1 点だけ誤りがあります。福岡県の所ですが、平成 27 年度の保険者数が 28 となっておりますが、15 の誤りです。大変失礼いたしました。それにより、合計が 1,140 となっておりますが、1,127 ということになります。おわびして御訂正いたします。

この保険者については、レビューシート上、これを 100% にするという目標としておりますが、その達成度は、大体 7 割強ということで近年推移しているということです。

一方、右のほうに赤い枠で囲っておりますが、こちらは実施要綱の作成をしているなど、実施体制が整っている市町村数の推移を表したものです。こちらは年々増加をしてきており、実施数については、約 95% ということになっております。

この事業を実施する保険者数と、事業の実施体制が整っている市町村数の差がどうして生じているのかということについては資料 3-11 に書いております。この事業を実施する保険者数は補助金の交付実績数ということを定義としておりますが、その実施体制が整っている市町村数に比べて少ないのは、そもそも軽減対象者がいなかった、あるいは実際に軽減をしたけれども、先ほどの 1% の要件を超えなかったなどにより、補助の実績がなかったものと考えられます。

また、市町村の実施体制が整っていない要因については、軽減対象者がいない、あるいは社会福祉法人の財政状況などにより、法人から事業実施への理解が得られない、さらには市町村において財政負担や義務負担が生じてしまうことなどが考えられます。

こうしたことを踏まえ、最後の資料 3-12 ですが、論点と見直しの方向性等についてです。現状、この事業の趣旨を踏まえると、全ての地域において、本事業の実施体制を整備することが重要であると考えており、これまでも全国の課長会議等を通じ、都道府県に対し、未実施の市町村名を明記して、市町村あるいは社会福祉法人への事業の実施への一層の働きかけをお願いして、一定の成果を得てきていると考えております。

更に、今後の見直しの方向性としては、未実施の市町村、社会福祉法人に一層の実施への働きかけを行うとともに、関係団体とも連携し、社会福祉法人の社会的な役割を踏まえた本事業の意義を改めて説明し、実施法人の一覧を示し、事業実施の理解を求めて、実施率の向上を図っていきたいと考えております。

なお、レビューシート上の成果目標、成果指標について、先ほども御説明したように、これまでは事業を実施する保険者数を全保険者とするとしておりますが、実施体制を整備した市町村数を全市町村とするという形に改めたいと考えております。説明は以上です。

○村松大臣官房会計管理官

続いて、私のほうから、論点の説明をいたします。資料 3 の 15 ページです。先ほど事業部局より御説明がありましたとおり、政策目標である全ての保険者、市町村で実施できていないという現状にある中で、成果実績が未達成である要因を分析し、未実施保険者が出ないように必要な措置を検討すべきではないか。また、軽減措置の対象となり得る低所得者にとって、本事業が利用しやすい仕組みとなっているかという点についても、検証が必要ではないかと考えております。

それでは、引き続き質疑に移ります。発言は挙手の上で簡潔にお願いいたします。また、コメントシートについては、議論の状況を踏まえ、適宜、記入をお願いいたします。それでは、よろしく申し上げます。

○大屋委員

今の論点にも大分出ているのですけれども、実際に利用する方が出ないというのはあり得ると思うのですが、資料 3-11 で、市町村の実施体制が整っていない理由のほうですけれども、軽減対象者がいないという点が、実際に行われなかった理由としては、よく分かるのですが、実施体制を整えない理由になるのかが、よく分からないのです。理論上、現われたいケースというのは想定し得るのですか。

○老健局

お答えいたします。御指摘はごもっともだと思います。市町村に簡単なアンケートなどを取って、返ってきたものを出させていただいておりますので、個別に詳細に状況を確認したものではないのですけれども、恐らく御指摘のように、軽減対象者がいないということ把握できるわけではないと思いますので、そんなにないのではないのかとか、そのようなイメージで、多分、回答しているのではな

いかと想像されるということです。

○大屋委員

分かりました。例えばですが、病院を対象とする補助金であれば、病院が「うちの市町村に1軒もありません」と言われたら、「ないです」と言われることは、よく分かるのですが、やはり、理論的には、そういうことは普通は考えにくいということになりますよね。そうすると、やはり、おっしゃるように、全市町村で実施体制を整えるのは、基本的には必須であるということになるかと思うし、今もお答えいただいたとおり、アンケート等で、その理由については、ある程度、分析しておられるという理解でよろしいですか。

○老健局

そうですね、アンケートの結果、ここに書かせていただいているようなことが主な理由と、我々は理解しております。

○大屋委員

それと多少関係してくるのですが、都道府県で拝見したときに、ほとんどが95%とか、90%に乗せておられる中で、北海道と秋田県が妙に低いようなばらつきが見えたのですけれども、これについても、今、挙げられたような理由との関係で、ある程度その状況が判明しているという理解でよろしいでしょうか。

○老健局

そうですね、北海道などの低い理由に関しても、念のために確認はしたのですけれども、理由としては、ほかの所と大差ない、今、申し上げたような理由になっているということで、北海道や秋田などの独自の理由があるという形は、アンケートの結果からは見受けられなかったということです。

○山田委員

まず市町村が施設に、「ちゃんとこれを実施してください」と言って、施設が実施する体制を整え、市町村もそれを受け入れる体制を整えるということが、今、ここには書かれているのですが、私はもっと重要なものがあると思っています。それは低所得の介護サービスを受けている方々が、あるいは介護サービスを受けたいと思われている方々が、国民がきちんとこのサービスを受けられるかどうかということです。

そういう最終受益者の立場に立って、3つ4つ質問したいと思うのですが、第1は、実は今、ここにお見せするのは渋谷区の便りなのですが、そこを見ると、介護サービス費の軽減制度が5つもあるのです。いろいろ調べたら、1つは渋谷区独自サービスなのですが、4つは厚生労働省の制度なのです。さいたま市を訪問しても同じ説明がありました。

渋谷区の資料だと、「利用するには申請が必要です」と書いてあるのですが、

介護サービスを利用されるような方々が例えば認知症が進行して判断能力が不足するような方々が、自分がこのサービスや制度の適用があるはずだと判断し、自分で申請することができることは、とても思えないのです。

もっとシンプルな制度にしてあげないと、まず、御本人の判断というのができないので申請ができないという問題があります。2 番目には、さいたま市の現地調査のときの御説明は、「したがって家族や行政職員や介護職員が代行する」ということをおっしゃっていましたが、この制度の申請をするためには、預貯金額のような、個人情報として、かなり機微な情報を扱わなければいけないのです。そのために、それが家族であり、行政職員であり、介護職員が、その方の預貯金額まで全部把握して申請するということは個人情報保護法違反だと思います。できるとしたら、個人情報保護法の例外規定で扱うべきなのですが、そのような法的検討はなされたところが見られません。

3 番目は、そもそも、そういう方であるとしたら、例えばマイナンバーを利用して、介護保険を支払っている方は支払状況等を洗い出す。それから収入額を税務申告、あるいは市民税課や住民税課が把握している所得額から洗い出すというようなことで、マイナンバーで連結すれば、我が市町村には対象となる可能性がある方は 100 人ぐらいだとか、この 100 人だということは分かるはずですが。それを基にして 100 人に順番に行政職員が訪問して、預貯金額を伺えば、かなりの精度で漏れないようになると思います。マイナンバー制度を最初に導入したときに、必要な人に必要な支援を行うと、そのために導入していると言っているはずなのですが、ここでまだ申請を待っているというのは、おかしいと思います。以上の 3 点です。お願いします。

○老健局

御質問の点ですけれども、利用される方に対して、まず、制度を分かりやすく周知をするということが大事であり、その上で利用者の方に、どういう制度を活用していただくかということをお判断いただく。その御判断をしていただきやすいような方策、これは個々の利用者の方への支援という場面もあるでしょうし、窓口に来られたときの窓口の対応におきまして、そういう支援をするという、様々な場面でそういうことは考えられると思いますので、その点につきましては、どういった対応が取れるか、考えてまいりたいと思っています。

○山田委員

窓口に来ていただいたら、親切に対応しますと、一見すばらしいのです。でも、窓口に来て親切に対応して、30 分か 1 時間掛けないと申請書が完成しないのを、もっとシンプルな制度にしたら、来なくても電子申請はできるとか、あるいは来ても 1 分で終わるとかになれば、その職員の労働時間の節約ができるわけです。そこまで考えていただきたい。

○老健局

そうした観点も含めて、よく考えてまいりたいと思います。

○老健局

あと、個人情報に関しましては、御指摘のとおり、今、御本人で申請が難しいといった方を、どうしても周りの方が支援する必要があると。それにもかかわらず、極めて預貯金や機微な情報を扱わなければならない、それは御指摘ごもつともだと思えます。一方で、福祉的な観点での支援というところですので、こういった支援を要件的に受けられない方との公平性という観点から、今の預貯金や所得というような基準を設けさせていただいているところなのですけれども、そういった基準を極めてシンプルにしてしまうということは、対象者が非常に拡大してしまうという可能性もありますので、そのところは、すぐに解決というところがなかなか難しいのかなと思えます。

○山田委員

個人情報保護法には、もちろん本人同意が全ての前提なのですが、例外規定が設けられていて、生命に関わる場合で本人の同意が難しい場合というのは例外的に処理していいという規定もあるし、それから、法令に定められた場合という例外規定もあるわけです。だから、私は緩和しろと言っているのではなくて、こういうことをやる時に、どうしても預金額とかをお聞きになりたいのであれば、ちゃんとそのような、例えば個人情報保護法をこのように法的解釈して、このように制度を作りましたということを、きちんと示すべきだと言っているのです。

○老健局

おっしゃるとおりだと思います。あと、マイナンバーに関しましては、マイナンバーによって、例えば住民の方の全ての情報を市町村に集約してというようなこと、それがまず前提として、今、可能な状況なのかというところですが、預貯金にマイナンバーを付すということに関しては、実際に始まってはいるのですが、それは任意で振っていくという形で段階的にやっているという状況です。

例えば、新たに口座を開設するような方には、マイナンバーを振っていただくというような形になると思うのですが、私も実際に口座を持っていますが、それにマイナンバーを付すような手続を、まだやっていないということがありますので、個人個人、あとは銀行銀行、口座口座によってバラバラになっているという状況です。ですから、現時点で網羅的に把握するということは、物理的には難しい一面もあります。

○山田委員

それは分かっているのですが、だから、それはなしにして、まずは介護保険サービスを受けている方とか、介護保険料を払っている方というのは、マイナンバーも付けてリストができますよね。それから、住民税の納税額であるとか、納税していないということなどもマイナンバーを付けてリストができたなら、それを結

合すれば、住民税は払っていない人で介護サービスを受けている方などの洗い出しができるでしょうと言っているわけです。

そういう方が、もしその町に 100 人か 500 人、1,000 人いたとしたら、その方々は潜在的には、こういう制度の対象者なのだから、そういう方々に順番に、例えば預金額等をお聞きしていけば、もらい損ねる人が減る、その人たちの命が救われる、国民としての文化的な最低限の生活を営む権利が保障されるという質問をしています。

○老健局

要するに周知の仕方ということだと思います。各市町村の被保険者数などによって、どこまでできるのかというところはありますけれども、今の御指摘を踏まえて、周知のあり方については検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○村松大臣官房会計管理官

それではここで、宮腰大臣におかれては、公務の御都合があるということでございますので、これまでと。

○宮腰行政改革担当大臣

今のお話に関連して、よろしいですか。それぞれの御家庭の事情というのは、市町村が一番把握しています。例えば、所得に関しては当然、税務情報を持っている、あるいは住宅がどういうことになっているのかも、固定資産税だとか、いろいろなことで把握しています。この基礎自治体である市町村の役割というのは、いろいろな面で極めて大きいと。例えば子供の貧困対策、これを行うときに、お一人お一人に、あるいは子供一人一人に、「あなたのお宅は、どうなっていますか」というようなことを聞いてやるわけにはいかない。それはやはり基礎自治体が持っているデータをしっかり活用しながら、子供の貧困対策を行っていくということが大事ではないかと思っています。

それから、やはりいろいろな見守りネットワーク、消費者の関係など、そういうものも、やはり基礎自治体が一番大事であると。そういう情報を関係者の間で共有できるような形にしていかないと、これからの SDGs といいますか、1 人も取り残さないということが、なかなか難しい時代になってくるのではないかと。

私は個人情報保護委員会も担当しております、いろいろな意味で外に出すということではなくて、情報共有をすることによって、いろいろなことがスムーズにいくことになるのではないかと、そのように思っております。今の御意見も恐らく、そういう観点からの御意見ではないかと思っております、是非、参考にさせていただきたいと。

これは、この分野だけに限らず、いろいろなことに関係してくると。それから、情報を上手に共有して、利用できる人はしっかり利用していただく、できない人は当然駄目ですよということにはなるのですけれども、せっかくマイナンバーも

作っておりますので、共有は以前から見ると、相当しやすくなっている。情報をマイナンバーとくっつけて判断ができるという、せつかくそういう時代になってきておりますので、そこはやはり、どう活用していくかということを、本格的に検討しなければいけないのではないかと、そのように私も感じた次第です。

○山田委員

私も必要な方に必要なサービスがきちんと届くということが、そもそもの目的で作られた制度ですので、是非それを活用していただければということで、大臣から力強い方向性を示していただいて、ありがとうございます。

○宮腰行政改革担当大臣

どうもありがとうございました。申し訳ありませんが、是非引き続き、よろしくお願いいたします。

○村松大臣官房会計管理官

宮腰大臣、どうもありがとうございました。それでは引き続き。

○栗原委員

私は、この事業について2つ、問題といいますか、課題としての意識があります。1つは今の議論にもありましたが、どれだけ地域にニーズがあるのかということについて、把握ができていないのではないかとという点です。介護サービスについては、それぞれの地域でどれぐらいのニーズがあるかということ把握していくというのが方向性としてあると思うので、どういう方法がいいのかについては今のやり取りの中で様々なヒントがあったと思いますが、まずニーズが把握されていないということが、1つ目の大きい問題だと思います。

2つ目に、今度は供給側なのですけれども、今回、アウトカムとして実施体制が整っている市町村を100%になるように持っていきたいということなのですが、そもそも実施体制が整っている市町村というのは、どういう市町村をいうのでしょうか。ここで最終的に目指しているのは社会福祉法人に、この軽減措置があるかどうかということなわけです。そうすると、ある自治体の中で、一法人でもこの軽減措置があれば、その市町村は、実施体制が整っているとカウントされてしまうのか、それとも、そこにある社会福祉法人が、皆な体制が整っていることを以て市町村の実施体制が整っているというのか。体制が整っているとは、そもそも何なのでしょう。

例えば、この数値が100%になったとしても、その捉え方によっては、社会福祉法人の数でいえば、本当は10分の1かもしれないということがあるのではないかと思います。何を指すのかということが非常に重要ではないかと思いますが、まず、整っているというのはどういうことでしょうか。

○老健局

ありがとうございます。我々の中で、この「整っている」という定義として考えておりますのは、各市町村のほうで、この補助事業に関しての実施要綱というのをきちんと整備して、もし社会福祉法人さんが、この事業を活用した場合、きちんと補助がなされるという体制が整っているということを指しますので、御指摘ありましたように、極端な話、そういう体制は整っているけれども、やる気のある社会福祉法人が1者もないというような場合も、実施体制が整っていると言えますし、そこに所在する社会福祉法人全てが、それをやる体制になっているということも同じ扱いになっているところです。

そもそも、まだ今後も続けていく事業ですけれども、まずは市町村で、そういった要綱を整理するというのが、まず第一歩だと考えておりますので、まずは、それを目標とさせていただきたいのですけれども、それが達成された暁には、各市町村内での社会福祉法人が、どれだけの割合、きちんとやっていた体制が整っているかというところを、次のステップでは、きちんと見ていかなければいけないと考えております。以上です。

○栗原委員

今の点なのですが、まず最初に自治体にそういう実施要綱が整っているかどうかは、入口であって、それが最終目標ではないということは、そのとおりだと思います。本来、どれだけのニーズがあるかを見込んで、どれだけの供給を整備しなくてはいけないかということに繋がってくるのですけれども。極端な話、この制度が、社会福祉法人の使命として、皆さんこのサービスを提供すべきだということなのであれば、社会福祉法人の数を把握していくことが必要なのではないかと思います。全社会福祉法人が整えることを目標に、その何パーセントかと考えていくことも1つの方法ではないかと思います。

今、言っていることと逆のことを言うのですけれども、全社会福祉法人で、本当にこれを法人の負担でやらなければならないのでしょうか。今はやろうがやるまいが差はなく、逆に言うと、やらない事業者はフリーライドしているのかもしれないし、逆にやっている事業者は協力というか貢献をしているのかもしれない。そういった任意の協力で頼って財源を確保していくというのは、非常に不安定な制度、あるいは不公平な制度ではないかと思うのです。本当に社会福祉法人が供給をしなくてはいけないということなのであれば、もっときちんとした補助制度を設けて、全ての社会福祉法人が供給する制度にしていかないと、何か善意に頼っているような制度は、根本的に課題ではないかと思います。

○老健局

御指摘の点ですけれども、介護保険制度の上で、例えばサービスの利用をしたときに、低所得の利用者の方は1割負担といった形になっていて、そこで月額で上限を定めるといった制度があります。また、施設を利用したときには、一定の食費や居住費についての利用者負担というものの利用限度額は定められています。こういった制度上の措置があって、更に低所得者の方について、これはやはり法

則的に持ち出しということになりますので、社会福祉法人の本来的な使命というところで自主的に行われる取組について、それを促進していこうということで、今回の事業があるという位置付けであると考えている次第です。

○大屋委員

1 点は補足として、先ほど山田先生が言及されたのは、多分、個人情報保護法の 17 条 2 項 2 号だと思っておりますが、これは国と地方自治体に適用はないので、そのことを踏まえて検討しないといけないと。つまり、このように理解していただいたほうが良いと思うのですが、制度の設計から言うと、やはりプッシュ型で、相手が基本的には弱者の方々なので、その方々に直接情報が届いて、利用勧奨ができるようなシステムにすべきであると。

ただ、これを本気でやろうとすると、つまり社会福祉法人とか金融機関が個人情報保護法適用で、自治体は自治体条例で、国は行政機関個人情報保護法であるということ、全部要件が違うし、下手すると 1,800 の要件が出てくるということになって非常に面倒くさいと。面倒くさいのは分かっているのだけれども、だから申請主義にしておくのは一番楽だという発想は、よく分かるところもあるのですが、やはり、それは根本的に利用者のためにならないので、その中でどういう仕組みが可能なのかということについて、御検討いただきたいと。

もっとも根本的には、こういう個人情報保護条例が 1,800 に対応する状態をやめたほうが良いというのは、研究者としての私の個人的な意見で、大臣がいるときに言えばよかったのかもしれませんが、それはこちらの管轄ではありませんので、一言申し述べるにとどめておきます。

もう 1 つ質問があるのですが、市町村さんの体制について、要するに要綱などが整ってできるようになることだと思っております。それはおっしゃったとおりだと思うのですが、だとすると、やはり普通は、できたらでき放しのような気がするのです。一旦できたら、それが走るかどうかはともかくとして、「あります」というものの気がするのですが、この表を見ていると、時々減っているのです。富山県が典型で、平成 25 年度には 100% の体制が整っていたのに、平成 26 年度になると 73% から落ちているみたいな状態になっていまして、直感的には結構、謎な推移なのですけれども、例えば、こういう減る事情というものについて、何か御存じのことがあったら教えていただきたいと思います。

○老健局

詳細な分析は、正直やっておりませんが、減るということについては、先ほども説明しておりますが、その年度におきまして、その軽減の対象者がいないとか、あるいは、その。

○大屋委員

ごめんなさい、実施市町村数ではなくて、実施体制が整っている市町村数なので、それは対応していないはずで。

○老健局

すみません、実施体制の件については、市町村の数そのものが減っているところもあるのではないかと思います、その辺については、少し分析してみたいと思います。

○中空委員

低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置というのは、やはり必要だと思うので、必要だと思いながら聞いていたのですが、一方で、先ほど来、いろいろな先生からの指摘があった、その実施体制があるところが、今の大屋先生の御質問は減るのはどうしてかということだったのですが、基本的には年を追って増えてきている方向にあると。

そういう状況なのですが、そうすると軽減対象者数がないということをどう考えたらいいかというのは、ちょっと疑問です。軽減対象者数がないというのは、先ほどの5項目に当たる人がいないという、これは良いこと、素敵なことに聞こえるのですが、でも、世の中に氾濫しているいろいろな情報や貧困の話聞くにつけ、本当に軽減対象者数がないというのは合っているのかどうか、ちょっとそこには素朴な疑問が湧きます。

そうすると、例えば軽減対象者数というのが、実施状況の中に開示があるのですけれども、これも大きく違ってばらつきがありますよね。では、大きな対象の老人たちが何人いるのかとか、その辺のいろいろなデータをもう少し持ってみたい。軽減対象者数というのが何人で、その何人に回っているからこの制度はいいよねというのは、それで合っているのかどうか。本来は、そういう人が1人も出ないように目標を持っていくはずなので、軽減対象者数がないからいいという議論になってしまうのではないかと、少しそこは疑問に思いました。

あともう1つ、余計なことを申し上げるとすると、軽減の対象者というところが、果たして正しい基準なのかどうかというのも、考えなければいけないかなと思います。これはどちらかというと、もっと緩和しましょうということでもあるのですが、一方で、例えば「負担能力のある親族等に扶養されていないこと」というのがあるのですが、扶養されていれば軽減措置が出ないということになってしまうのですけれども、やはりそれぞれ御家庭の御事情もあって。親族等に扶養されているのだけれども、お金は老人のほうに行っていないという家庭を、私は結構見えています。

そうすると、こういう制度の5項目があるがゆえに、実は本来もらわなければいけない人が漏れていることもあり得ると思っています。なので、余り拘り定規なものにするのはどうかなと考えました。とは言っても、先ほど御説明があったように、むげに誰でも彼でもいいと言って財政を肥大化させるというのは本末転倒な話を踏まえた上で、例えば5項目に満たないからといって、主張ができたり、情状酌量の余地があるということが、やはり必要なのかなと考えます。以上です。

○村松大臣官房会計管理官

回答はございませんか。

○老健局

ありがとうございます。軽減対象者がいないというところにつきましては、アンケートで出てきておりますが、実際どのようなことなのかは、よく聞いてみて把握しておきたいと思っております。その流れで先ほど大屋委員からありましたが、例えば社会福祉法人で実施しなくなりましたということにより、実施体制が整っているところからカウントされなくなったというようなケースもあるのではないかと考えております。先ほどの受皿を作るところと、実際に法人がいるかいないかというところの関係、ここについて、社会福祉法人がいなくなっても自治体としては受皿を作っているところもあるかもしれませんし、その辺りも現状をよく分析してみたいと思っております。

○松村委員

さっきの説明を聞いて分からなかったのですが、今の回答を聞いて更に分からなくなりました。ずっと問題になっている資料 3-11 ですが、先ほど実施体制が整っているという定義を御説明いただき、実際に実施している、仮に申し込む社会福祉法人がなかったとしても、そういうところが申し込むことができ、もちろん利用者も申し込むことができ、そうしたらきちんとできる体制が整っているというのが、実施体制が整っているという定義。実際には、それに応じてくれる社会福祉法人が1者もない状況だったとしても体制が整っていることにカウントされる。したがって、それが仮に100%になったとしても、まだ次のステップが大事であって、そういう御説明を受けたような気がしたのです。ところが今の回答は、社会福祉法人がいなくなったから外れているとの説明があり、私は混乱している。

○老健局

すみません、混乱させてしまい申し訳ございません。要するに我々アンケートを投げる側としての定義は先ほど私が申し上げたものですが、回答者側で若干、解釈がずれていて、先ほど課長から申し上げたような現象が起きているような可能性もあると。それで、そういう減っているような状況になった場合に、そこをフォローして具体的にどういう状況なんですかということを中心にフォローしていくべきだったと我々も反省しております。そこは今後、きちんと見ていきたいと思っております。

○松村委員

ありがとうございます。理由は、よく分かりました。ということは、この軽減対象者がいないのは先ほどからずっと問題になっていますが、これは回答としてはおかしいわけですね。つまり、回答する側が対象者というか、申し込んだ

人がいなかった理由は何ですかという問いに対する回答ならこれは有り得ると思いますが、本来の問いに対する回答としては変。つまり、これは誤解して答えているわけですね。そうすると、これはやはりアンケートで聞いただけでは不足で、理由を掘り下げて聞いていただきたい。

次に、市町村において財政負担が生じてしまうというのは確かに、この制度の建て付けからして当然そうなる。一方事務負担が生じてしまうのは、ちょっと色合いが違うような気がする、改善の可能性のあること。やはり事務負担は相当に重くて、自治体は手を挙げるのを躊躇してしまうほどの重い負担がある制度になっているのでしょうか。それもかなりの程度、誤認でしょうか。

○老健局

自治体における事務としては、この利用者の方が要件に合致しているかどうかの確認、預貯金の額等も含めての事務がやはり生じますので、事務負担としてそういったところが1つ、懸念されているところだと、自治体としての受け止めがそうになっているのではないかと考えられます。それだけでないかもしれませんが、その辺りはもう少し詳細に分析してみる必要があると考えております。

○松村委員

もう1点。次のステップがとても重要だというのは全くそのとおりだと思います。これだと、社会福祉法人の方で応じるところがすごく少ないことが仮にあったとすると、対象者がそこに集中してしまう。その結果その法人に負担が集中してしまうことだって有り得る。ですから多くの社会福祉法人を同時に入れるのであればともかくとして、自分のところだけというのは困るとかということだって原理的には有り得る。やはり、実施体制は整っているけれど、本当に多くの社会福祉法人で受けられるということも、100%実施と同じぐらいか、それ以上に重要だと思う。そうすると100%実施されたって次のステップとして考えるべきなのか、仮に100%達成される前からこのことに取り組んでいかなければいけないことなのかというと、私は後者だと思います。この点も、まず100%が大事なものは十分分かりますが、まず100%が大事で、それが達成されてからではなくて、今の段階で取り組むべきことだと思います。

○老健局

正に、おっしゃるとおりだと思います。我々が目標として掲げるのは次のステップかなと思っているところですが、今回我々から対応案として出させていたのは、正に社会福祉法人を増やしていくと。今までは市町村側からのアプローチでというようなことが主だったところですが、やはり社会福祉法人の仲間の中で、それぞれ刺激し合って増やしていくようなやり方で実施する社会福祉法人自体をどんどん増やしていくアプローチをしていきたいなと考えているところです。御指摘ありがとうございます。

○村松大臣官房会計管理官

議論の途中ではありますが、コメントシートの記入を進めていただくようお願いいたします。25分までには御回答いただければと思います。では引き続き、議論を。山田さん。

○山田委員

私は先ほども言ったように、こういう制度は憲法に保障された国民の権利であり、文化的な生活を営む権利を守るためにも必要だと思っています。でも、それをどうやって保障するかというときに、いろいろな考え方があると思います。例えばですが、そもそも社会福祉法人は、そのような社会福祉の事業を営むために設立されています。社会福祉法人として設立されたからゆえに、法人税の免除等の特典を受けています。本来払うべき法人税の免除された金額と、ここで提供しなければいけない持ち出し額と比較したときに、持ち出し額のほうが少ないのであれば、それはもともと社会福祉法人なのだからやるべきでしょうと言って支援しない。つまり、こういう制度をやめてしまう考え方も有り得ると思うのですが、社会福祉法人の本来の目的であるとか、そのために得ている特典と比較して、考えることはなさっているのでしょうか、その場合、どのような結論が出ているのでしょうか。

○老健局

今、御指摘のような比較は行っておりません。そもそも制度的には社会福祉法人事業等に掛かる法人税は原則非課税になっているのはあります。一方で、税額につきましては、所得、収入等に応じて決まってくるので、一概に本事業における持ち出しの負担と、税によって軽減されているものの比較はなかなか難しいと考えておりますので、そういった比較はしておりません。

○村松大臣官房会計管理官

ほかに、どなたかございますでしょうか。

○松村委員

ここで言うことではないと思いますが、今、正に山田委員がおっしゃったのは、社会福祉法人の存在意義にも関わってきて、これを受け入れない、仮に国の補助はあったとしても、そもそも法人負担というのは受け入れないところが大半になるような市町村がいっぱい出てくるなんてことになるのと、そもそも社会福祉法人は何のために存在しているのかという議論を引き起こすことになるのではないかと。これは社会福祉法人の存在意義にかかること。この事業のレビューでこの大それた問題を議論するのは無理があると思うのですが、そういうものにも直結する問題だということは、頭の隅に入れておく必要があると思いました。単に意見です、以上です。

○村松大臣官房会計管理官

ほかによろしいでしょうか。

○横田委員

先日さいたま市に現地調査でお伺いした際、社会福祉法人は 66 法人あるうちの 55 法人が、本事業対象となっている。ただ、実際の実績は 4 であったということでした。で、66 法人中、なぜ 55 法人なんだと。申請の手間があるのかと聞いたら、1 枚紙ですと。しかも一度提出してしまえば、特にその後の負担はないため、さいたま市としても 66 法人全部に出してもらえるように努力するとはおっしゃっていたのです。何を言いたいかというと、さいたま市モデルの進め方であれば社会福祉法人の申請の負担はないという話だったんですよ。まず、お伺いしたいのが、ほかの自治体とかも事務手続等の要領を作ったりするときに、まだしていない所に、「ほかの所では、こういう事務手続のものでパッケージをしていますよ」とか、そういうものを渡してあげると、未実施自治体はもっと導入しやすくなるのではないかと。まずは導入しやすいパッケージを自治体向けに提出しているか。次に、さいたま市も出していないのは利用対象者がいないであろうと踏んで、社会福祉法人が出していないケースがあると言っていたのです。そうは言っても、1 枚紙ぐらいは、まず出してもらおうよということは運用できるのではないかという感触を持ったのですが。かといって、それを目標に掲げるのも、本当に対象者が大きな法人で、1%に満たないような所にも出してもらおうのかとか、そこは迷う点ではあります。1 点目は、パッケージの提供が有り得るか、2 点目は、社会福祉法人でちゃんと把握して、100%ないし何%以上を目標設定するのが妥当だと思うか、そういう質問にします。

○老健局

申請の申出の仕方の話をされているかと思ったのですが、そうではないのですか。

○横田委員

すみません、2 つ話をして、そもそも自治体で、実施自治体が 100%ではないと。そういうお話でしたよね。そちらが導入し切れていない所をサポートすることを厚生労働省として何をしているか、していないかというのが 1 点。次のが社会福祉法人側の話ですね。社会福祉法人側を今は。

○老健局

実施することについての申出自体は、法人単位でしておられますので、さいたま市のやり方については共通ですね。そこは、ほかの県と余り変わらないのではないかと思います。自治体によっても、そこは都道府県なり市町村に対して出す申出のやり方なり、出される書類、その辺りは統一しておられるのではないかと承知していますが。正確にどうなのかということは、もう 1 回確認してみたいと

思います。いずれにしても、申出をしていただくときには、それぞれの法人において各法人へと、より効率的にさせていただくようには考えていきたいと思っております。ただ、法人が目標につきましては、具体的に何%というのはなかなか設定しづらいものがあると考えておりますが、先程来の御議論もありますが、やはり実施体制を整えたからといって、実施する法人が増えないということは、この事業の本来の趣旨が達成されないこととなりますので、そこは実施する社会福祉法人ができるだけ増えるように、私どもとしても今回の御提案の方策も含めて考えていきたいと思っております。

○横田委員

私の聞き方が非常によろしくないのだと思うのですが。まず見直し案で頂いている全市町村が実施体制を整えることを目標とすること自体、正直、難易度が低いと思っていて、早く 100%に持っていくためサポートできることは何ですかという質問です。先ほど伺ったのは、実施するには担当を付けたり要綱を作ったりが必要だということだったので、もしそれぐらいの負担であればサポートできることがあるのではないのだろうか、それ以外に問題があるのかということでした。

○老健局

ありがとうございます。ようやく実際に体制を製備していない市町村が 100 を切りましたので、我々はまず、大きなマスとして減らしていくようなことで、これまで課長会議などで呼び掛けることはしてきたところですが、実際にしていない所が本当にアンケートなどは取ってきたところですが、御指摘のように、余り理解できないような回答もありますが、対象者が絞られてきましたので、これからは個別に市町村に対して何がネックになっているのかというところを確認して、我々が今まで知らなかったような課題が何かあるのであれば、それに対応していくということで、1つ1つ潰していくようなことを進めていきたいと思っております。

○村松大臣官房会計管理官

いかがでしょうか。まだ、もう少し時間がありますが。今、取りまとめの作業をしておりますので、しばらくお待ちいただければと思います。

○横田委員

念のため、ざっくり感触での回答でいいのですが、さいたま市が 66 法人中で 55 法人の届出があるというのは、よいほうという認識ですか。

○老健局

よいほうだと思います。

○栗原委員

社会福祉法人の数でいうと、何パーセントぐらいが届出をしているのですか。お分かりにならないければ結構です。むしろ、それを、きちんと把握したほうが良いと思います。

○老健局

失礼しました。そこは正確に把握しておりませんので、そこも含めて考えてまいります。

○村松大臣官房会計管理官

それでは取りまとめが終わりましたので、取りまとめ役の栗原先生から評価結果案及び取りまとめコメント案の発表をお願いいたします。ここから最終結果の発表まで、栗原先生に進行をお願いいたします。

○栗原委員

それでは評価結果案及び取りまとめコメント案を発表いたします。まず集計ですが、「廃止」が0名、「事業全体の抜本的改善」が3名、「事業内容の一部改善」が3名、「現状どおり」が0名となりました。各委員からのコメントですが、申請を待つという姿勢を改める必要がある。マイナンバー等も活用して制度適用の可能性のある人を漏れなく洗い出していきたい。実施が100%になった後の次のステップも100%達成前から行うべきである。対象者を把握して直接、情報を届ける工夫も検討する余地がある。軽減対象者がいないのが本当かを調べる仕組みをどこかしらに入れ込む必要があると思う。実施体制の整っていない自治体、体制が失われた自治体については、その数も限定されているので個別に事情を把握し、働きかけを強めるべきである。ニーズを把握すべきである。各自治体で必要とされる介護サービス量及び利用可能者を把握すべきである。ニーズのある人への周知を工夫すべきである、等のコメントがありました。

それでは私から、評価結果案及び取りまとめコメント案を提示させていただきます。ただいまの評価結果から、当該事業の評価結果としては、事業全体の抜本的改善が妥当であると考えられます。取りまとめのコメント案としては、軽減措置の実施が可能な社会福祉法人が増加するよう、引き続き市町村、社会福祉法人への働きかけ・周知を徹底すべきである。本制度に対する周知不足などを理由に介護サービスを利用していない事例も想定される、その実態の把握に努め、全ての低所得者に施策の情報が行き渡り、利用可能とするよう対応をすべきである。個人情報保護法を踏まえた申請手続の改善の検討やマイナンバーの活用など、低所得者が利用しやすくなるような方策を検討すべきである。とさせていただきます。ただいまの評価結果案及び取りまとめコメント案に対して、御意見はございますでしょうか。

○大屋委員

法律屋が、いやらしい、些末なことを言いやがってと思うかと思いますが、個

個人情報保護法の後に「等」を入れてください。

○栗原委員

個人情報保護法だけではないと。

○大屋委員

はい、そうです。それはあります。

○栗原委員

もう一度、提示し直します。よろしいでしょうか。

○山田委員

個人情報保護法、個人情報保護条例、行政機関個人情報保護といっぱいありますが、それを併せて「等」を付けるのが一番簡単だし、いいと思います。

○栗原委員

はい、分かりました。それでは皆さん御異論なければ、個人情報保護法等を踏まえた申請手続の改善の検討ということで修正させていただきます。この修正案をもってコメント案とさせていただきます。

よろしいでしょうか。それでは、以上で終わります。

○村松大臣官房会計管理官

それでは本事業につきましては、ただいまの評価結果、取りまとめコメントとさせていただきます。本事業についての議論は、これにて終了させていただきます。それでは次の準備ができるまで、しばしお待ちください。予定では16時45分からとなっておりますが、担当局に早急に來ていただくようお願いいたします。

(所管課入替え)